

議案第98号 損害賠償の額の決定について

資料1 事故概要報告書

【事故発生日時】

平成29年1月19日（木）午後6時30分頃

【事故発生場所】

宝塚市川面5丁目335番2地内
(市道清荒神宝塚停車場線 J R 宝塚踏切北側)

【事故発生状況】

平成29年1月19日午後6時30分頃、市道清荒神宝塚停車場線を西に向かっていた歩行者が同市道上の街渠ますの鉄蓋の上を歩行した際、鉄蓋の設置位置がずれていたため、踏み込んだ箇所が街渠ますの構造体に支持されておらず、右足が街渠ますにはまりこみ、その後、跳ね上がった鉄蓋の反動により身体が道路上に投げ出され、全身を強く打って負傷した。

平成29年1月25日午後4時20分頃被害者より道路上で事故に遭い警察に相談したところ、市に通報するよう促されたとの連絡があり、先の事故発生状況及び被害状況について聞き取りし、賠償について訴えがあった。

翌1月26日に現地確認を実施。その結果、市道上に設けられた街渠ますの鉄蓋が設置当初は街渠ますの開口部に合わせて裏側に鉄のアングルが溶接されており、これにより蓋が移動しないようになっていたものが、経年の腐食により突出部が欠損し、ずれ止めの機能が不全状態となっていた。現地に残っていた設置跡から見ても恒常に本来の設置位置からはずれた位置で掛かっていたものと判断された。また、現場の交通状況が道路対側にJ R 踏切待ちの車両が頻繁に滞留することから、その滞留車両の横を児玉病院方面からユニバーア方面に向かって現場を直進または右折する車両や逆にユニバーア方面から児玉病院方面へ進行する車両が現場を通過する際に頻繁に鉄蓋を踏んでいる状況も確認された。これらの状況と訴えのあった事故発生状況を考え合わせると、通常はかろうじて掛けっていた鉄蓋の児玉病院方向の路肩側の角部分が車両等が蓋を踏んだ際に若干ずれたため同箇所が支持されていない状況になっていたものと考えられた。現地調査により、事故の再発を招きかねないと判断し、同日中に蓋掛けの構造をはめ込み式のグレーチングに改良した。

【被害状況】

頭部および右半身の打撲による運動機能障害。

【市の管理瑕疵】

街渠ます鉄蓋の経年腐食による設置不良

【対応経過】

- H29.1/25 被害者より「1/19 18:30頃道路上で事故に遭った」との通報がある。
H29.1/26 道路管理課職員により現地確認、構造欠陥を認めるとともに、即時構造改良工事施工

- H29.2.2 道路管理課職員による被害者への見舞いと合わせて負傷状況の聞き取りを行う。主に右半身及び頭部の打撲により通院中であることを確認する。
- H29.3.21 被害者より事故発生当初、疑われていた硬膜下血腫については、検査の結果、認められなかつたとの報告あり。また、打撲の後遺症については継続受診中のこと。
- H29.9.5 症状確認したところ、右肩拳上不可につきリハビリにて機能回復訓練中のこと。
- H30.9.6 リハビリ治療により日常生活は何とか送れるようになってはきているが右肩の可動域は依然として元に戻っておらず日によっては痛みがあるとのこと。治療期間が長期に及んでいることから、医師による所見を確認するため診断書を求める。
- H30.12.10 被害者より診断書及び治療費等の支払い明細の提出がある。
- H30.12.25 医療機関からの診断書において、打撲については、H30.10.31 をもって治療終了となっていることから、右肩のリハビリ中ではあるものの、示談締結に向け調整する。
- H31.2.4 示談締結に当たっては、頭部の痛みが本件事故に起因するものかを再度医師に確認するとの申し出があった。
- R1.6.13 被害者より頭部の痛みは本件事故に起因するものではない旨を医師に確認したとの報告があり、示談締結について内諾を得た。
- R1.7.22 示談締結